

## 令和元年度第2回多良木町議会(6月定例会議)

招 集 年 月 日	令和元年 6月5日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	令和元年 6月5日	午前 10時00分		
開 閉 宣 告	散	会	令和元年 6月5日	午前 11時33分		
応招 (不応招) 議員及び出席 欠席議員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
	1	○	高 橋 裕 子	7	○	源 嶋 た ま み
	2	○	中 村 正 徳	8	○	豊 永 好 人
	3	○	林 田 俊 策	9	○	久 保 田 武 治
	4	○	坂 口 幸 法	10	○	宇 佐 信 行
	5	○	村 山 昇	11	○	猪 原 清
	6	○	魚 住 憲 一	12	○	落 合 健 治
会議録署名議員	4番	坂口 幸法		11番	猪原 清	
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	仲 川 広 人	議 事 参 事	山 本 美 和		
説明のため出席 した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名		
	町 長	吉 瀬 浩 一 郎	教 育 振 興 課 長	今 井 一 久		
	副 町 長	島 田 保 信	教 育 振 興 課	大 森 博 範		
	教 育 長	佐 藤 邦 壽	健 康 ・ 保 険 課 長	東 健 一 郎		
	会 計 管 理 者	小 林 昭 洋	健 康 ・ 保 険 課	松 山 文 子		
	総 務 課 長	前 田 和 博	町 民 福 祉 課 長	黒 木 庄 一 朗		
	総 務 課 主 幹	新 堀 英 治	町 民 福 祉 課	久 保 広 睦		
	企 画 観 光 課 長	岡 本 雅 博	子 ども 対 策 課 長	小 田 章 一		
	企 画 観 光 課	村 上 大 輔	子 ども 対 策 課	吉 地 美 紀		
	税 務 課 長	平 川 博	環 境 整 備 課 長	久 保 日 出 信		
	税 務 課	林 田 浩 之	環 境 整 備 課	佐 々 木 英 人		
	農 委 事 務 局 長	大 石 浩 文	農 林 課 長	水 田 寛 明		
	会 計 室	上 村 由 美 子	農 林 課	竹 下 政 孝		

## 会 議 に 付 し た 事 件

発議第2号	多良木町議会会議規則の一部を改正する規則を定めることについて
報告第7号	平成30年度多良木町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
議案第2号	熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
議案第3号	財産の無償貸付について
議案第4号	立木処分について
議案第5号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第6号	多良木町営住宅条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第7号	令和元年度多良木町一般会計補正予算（第1号）
議案第8号	令和元年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

## 開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長(高橋裕子さん) ただいまの出席議員は 12 名です。全員出席ですので、会議は成立いたしております。

ただいまから、令和元年度第 2 回多良木町議会(6 月定例会議)を開きます。

これから、本日の会議を開きます。

議会運営委員長の報告を求めます。

5 番村山昇さん。

○5 番(村山昇君) おはようございます。議会運営委員長の報告をいたします。

令和元年 5 月 27 日及び本日、委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、付議事件について執行部の説明を求め、令和元年度第 2 回多良木町議会(6 月定例会議)の議事日程及び議会運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項等について審議をいたしました。

会議日程につきましては、本日 6 月 5 日より 6 月 11 日までとし、議事日程につきましては、会議日程及び議事日程表のとおりといたします。

本日は、日程第 4、発議第 2 号多良木町議会会議規則の一部改正の審議採決を行った後、日程第 5、報告第 1 号の報告を受けることにし、日程第 6、議案第 2 号から日程第 12、議案第 8 号までについては、説明のみとし、6 月 10 日に審議採決を行います。

本日の本会議終了後と 6 月 6 日、7 日は各常任委員会といたします。

6 月 10 日の審議採決終了後と 6 月 11 日は一般質問を行います。今回、3 名の方より通告があっております。

陳情要望につきましては、今回 4 件提出されております。2 件は議長預かり、2 件はお手元に配布してあります要望文書表のとおり関係常任委員会へ付託することといたしました。

11 日の議会最終日の日程第 2、同意第 2 号から日程第 5、諮問第 3 号までの人事案件につきましては、投票による票決とし、日程第 6、発議第 3 号で意見書提出の審議採決を行います。

以上、慎重審議をいたしましたので報告をいたします。なお、詳細についての不明の点がありましたら、私か事務局にお尋ねください。以上で報告を終わります。

○議長(高橋裕子さん) それでは、会議日程及び議事日程につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおりとし、多良木町議会会議規則第 20 条の規定によって、お手元に配布しておきました日程表のとおり議事を進めてまいります。

### 日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

○議長(高橋裕子さん) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

多良木町議会会議規則第 126 条の規定により、4 番坂口幸法さん、11 番猪原清さんの両名を指名いたします。

### 日程第 2 「諸般の報告及び行政報告」

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第 2、諸般の報告及び行政報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配布しております A4 判の報告用紙のとおりでございます。詳細については、後でお尋ねになれば説明をいたします。私からの報告は以上で終わります。

なお、お手元に配布しておりますとおり多良木町監査委員から、地方自治法第 235 条の 2、第 3 項の規定により、平成 30 年度の 2 月分、3 月分、4 月分、平成 31 年度 4 月分の例月出納検査の結果報告書が議会に提出されておりますので報告いたします。

次に、一部事務組合等の報告をお願いいたします。

人吉球磨広域行政組合、5 番村山昇さん。

○5 番 (村山昇君) 令和元年第 2 回人吉球磨広域行政組合議会臨時会の報告をいたします。

令和元年第 2 回人吉球磨広域行政組合議会臨時会が 5 月 30 日木曜日、午前 10 時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。

第 1 号日程第 1、仮議席の指定、日程第 2 議長選挙、統一地方選挙後の初議会のため日程第 2 の議長選挙において、選考委員会による指名推選の方法により、あさぎり町選出の豊永喜一議員が議長に選任されました。

第 1 号の追加 1 追加日程第 1、議会運営委員会の委員の辞任の件について、議長に就任された豊永喜一議員から議会運営委員長の辞任が提出され、日程を追加し、議会運営委員長の辞任の件を審議され、許可されました。

第 1 号の追加 2 追加日程第 1、議席の指定、追加日程第 2、会議録署名議員の指名、議席の指定後、会議録署名議員に 5 番宮崎保議員、6 番井上光浩議員が指名されました。

追加日程第 3、会期の決定。会期の決定については、本日 1 日限りとすることに決定されました。

追加日程第 4、副議長選挙。副議長選挙については慣例により、人吉市選出議員全員による指名推選により、豊永貞夫議員が選任されました。

追加日程第 5、議会運営委員会の委員の選出。次に、欠員が生じていた議会運営委員会委員について、人吉市から松村太議員、井上光浩議員、上球磨地区から魚住憲一議員、尾前武志議員、溝口峰男議員、下球磨地区から松野富雄議員が議長より指名され、その後に開催された議会運営委員会で、委員長に相良村選出の中村重道議員、副委員長に人吉市選出の井上光浩議員が選任されました。

追加日程第 6、組合の共同処理する事務に関する調査特別委員会正副委員長の互選、続いて、組合の共同処理する事務に関する調査特別委員会委員の選任について、全議員で構成する委員会のため、今回の改選で選出された 18 名の議員が委員として議長より指名され、その後に開催された特別委員会で、委員長に球磨村選出の田代利一議員、副委員長に人吉市選出の宮崎保議員が選任されました。

追加日程第 7、承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて。平成 31 年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額、日程第 8、承認第 2 号、専決処分の承認を求めることについて。人吉球磨広域行政組合負担金条例の一部を改正する条例、追加日程第 9、議案第 10 号、令和元年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算第 1 号、追加日程第 10、議案第 11 号、熊本県市町村総合事務組合の共同する事務の変更及び規約の一部変更について、追加日程第 11、議案第 12 号、業務委託契約の締結について、追加日程第 12、同意第 1 号監査委員の選任につき同意を求めることについて、追加日程第 13、報告第 1 号、平成 30 年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての 7 件を一括し、執行部の提案理由の説明、その後、補足説明を受け、承認第 1 号から議案第 12 号及び報告第 1 号について、質疑、採決を行い、原案のとおり可決しました。

なお、追加日程第 12 の同意第 1 号、監査委員の選任につき同意を求めることについては、質疑、採決の結果、原案のとおり議会選出監査委員に、15 番、椎葉弘樹議員湯前町を選任することに同意し決定いたしました。

追加日程第 14、議員の派遣について。最後に、議員の派遣の件については、令和元年度の議員派遣について配布された計画のとおり実施することに決定され、閉会いたしました。

以上、令和元年第 2 回人吉球磨広域行政組合臨時会議の会議結果について報告いたします。なお詳細については、魚住議員、落合議員にと、私にお尋ねください。

以上で報告を終わります。

○議長（高橋裕子さん） 次に、上球磨消防組合。10 番宇佐信行さん。

○10番（宇佐信行君） おはようございます。

令和元年度第1回上球磨消防組合議会臨時会は、令和元年6月4日火曜日、午後1時30分より上球磨消防組合会議室で行いました。

日程第1、議席の指定ということでございまして、多良木町議会及び水上村議会改選による議員の議席を会議規則により、議長が指名いたしました。多良木町議会選出の猪原議員を3番、宇佐議員を6番、水上村議会選出の米本議員を5番とされました。

日程第2、会議録署名議員の指名でございまして、3番の猪原議員、4番市岡議員が指名されました。

日程第3、会期の決定は、会期を令和元年6月4日の1日と決定されました。

日程第4、副議長の選挙ということでございまして、議長推薦により、6番宇佐信行議員が当選人となりました。

日程第5、上球磨消防組合消防庁舎建設調査特別委員会委員の補充選任があり、委員長にあさぎり町選出の橋本誠議員、副委員長に水上村選出の米本宗徳議員が選出されました。

日程第6、報告第1号、平成30年度上球磨消防組合一般会計継続費の繰越計算書の報告についての提案があり、これは平成30年度から3カ年事業で進めている庁舎建設・指令システム整備事業における継続費の逐次繰越の報告であったわけでございます。総額が12億6,000万円。繰越額が7億7,290万円とする報告でありました。本報告は原案のとおり可決いたしました。

日程7、議案第4号、備品購入契約の締結について。令和元年5月30日に実施した、上球磨消防組合新庁舎備品購入事業これはじゅう器類等が含まれておりますが、入札で落札した業者との契約締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に該当する契約のため、議会の議決に付するものであり、この提案があり、本議案は全会一致で原案のとおり可決されました。よって契約相手でございますが、株式会社文尚堂。代表取締役岩本泰一。契約金額963万6,840円、これ税込でございます。

続きまして日程第8、議案第5号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についての議案が提案され、えーこれは熊本県市町村総合事務合規約第3条第10号に規定する交通災害事務から、令和元年8月31日をもって合志市が脱退するため、地方自治法の規定により熊本県市町村総合事務合規約の一部を変更し、規約の同文議決を行うものであり、この議案については全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上で、上球磨消防組合臨時会の報告を終わります。えー、詳細につきましては、同僚議員の猪原議員か私までお願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋裕子さん） これで諸般の報告を終わります。

町長及び教育長から行政報告の申し出がっておりますが、お手元に配付しておりますA4判の報告用紙のとおりということでございます。

詳細については、後でお尋ねになれば説明をいたしますということでございます。これで行政報告を終わります。

### 日程第3 「請願・陳情について」

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第3、請願陳情につきましては、お手元に配付の要望文書表のとおりでございます。

多良木町議会会議規則第91条及び94条の規定により、受理番号1、（仮称）第3多良木地区基盤整備事業の新規採択についての要望書及び受理番号2、道路改良に関する要望書は、厚

生環境文教常任委員会へ付託しましたので報告いたします。

#### 日程第4 「発議第2号」 多良木町議会会議規則の一部を改正する規則を定めること について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第4、発議第2号、多良木町議会会議規則の一部を改正する規則を定めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員長村山昇さん。

○5番（村山昇君） 発議第2号、令和元年6月5日、多良木町議会議長 高橋裕子 様。

提出者 議会運営委員会委員長 村山昇。

多良木町議会会議規則の一部を改正する規則を定めることについて、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに多良木町議会会議規則第13条第3項の規定により提出する。

提出の理由

議会運営に関する検討事項を協議した結果、多良木町議会会議規則第83条の投票表決における白票の取扱いについて、従来の無効から否とみなすこととし、また、標準町村議会会議規則と照らして、字句の整理が必要な部分を改正するため提出するものであります。

改正の内容については、事務局長より説明をさせます。

○議長（高橋裕子さん） 事務局長。

○議会事務局長（仲川広人君） それでは改正の内容についてご説明申し上げます。

多良木町議会会議規則の一部を改正する規則ということで改め文を付けておりますが、別紙で新旧対照表を付けておりますので、そちらの方でご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、1番主なところが第83条のところでございます。白票の取扱いというところで改正前の方では、白票については、無効とみなすとなっておりますものを、否とみなすに改めるものでございます。いわゆる、従来までは白票は無効とみなしまして、出席議員に含めないという取扱いでございましたが、改正後につきましては、いわゆる白票は反対票とするということになります。

あとその他の改正部分につきましては、先ほどありましたように標準町村議会会議規則と照らしまして字句の整理が必要な部分を改正しているところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋裕子さん） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から提出されました発議第2号、多良木町議会会議規則の一部を改正する規則を定めることについては、原案のとおり可決されました。

それではここで町長の提案理由の説明を求めます。

町長吉瀬浩一郎さん。

○町長（吉瀬 浩一郎君） それでは私の方から令和元年度第2回多良木町議会（6月定例会議）の提案理由についてご説明をさせていただきます。

今回ご審議をお願いいたしますのは報告として、平成30年度多良木町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてが1件、同文議決案件といたしまして、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更についてが1件、条例等といたしまして、財産の無償貸付についてが1件、立木処分についてが1件、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてほか条例の一部改正が2件となっております。

また、令和元年度の補正予算が一般会計、特別会計合わせまして2件、人事案件といたしまして、委員の任期満了に伴います情報公開等審査委員会委員の選任についてが1件、人権擁護委員の推薦について3件、以上12件のご審議をお願いするものです。

詳細につきましては、担当課長の方からご説明をいたしますので、慎重審議の上、全議案ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

### 日程第5 「報告第7号」 平成30年度多良木町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（高橋裕子さん） 町長の提案理由の説明が終わりました。

それでは、日程第5、報告第7号、平成30年度多良木町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） 報告第7号、平成30年度多良木町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、地方自治法第213条第1項の規定により、繰越した経費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものでございます。

次のページをお願いいたします。平成30年度多良木町一般会計繰越明許費繰越計算書を添付いたしております。

本年3月28日の議会におきまして議決をいただきました、平成30年度から平成31年度への繰越をいたしました11件の事業の繰越計算書でございます。

1番下の合計欄でございますが、翌年度繰越額合計の2億5,928万3,000円に対しまして、財源内訳の方が、国県支出金が1億1,500万円。うち、国庫支出金が8,824万8,000円、県支出金が2,675万2,000円となっております。地方債につきましては、6,950万円。このうち過疎対策事業債が3,690万円、災害復旧事業債が3,260万円となっております。残りが一般財源でございまして、7,478万3,000円でございます。

なお、この繰越事業におきましては、昨日現在で、現場の工事などが完了したのものについてでございますが、上から3番目の家屋解体事業、その次の行の空き家・空き店舗等活用事業、下から3番目でございますが農業用施設災害復旧事業の全部、また、その次の行の林業用施設災害復旧事業の一部、次の行の公共土木施設災害復旧事業の一部が完了をしているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

はい、2番、中村議員。

○2番（中村正徳君） ただいま、総務課長の方から説明を受けましたけども、今回11件の中で現在5件については、昨日現在で完了しているというようなことでございますけども、この繰越明許に至る主な原因といたしますか、というのは、どこにあるとお考えでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） お答えをいたします。

繰越明許費につきましては平成30年度に当初平成30年度予算で組んでおりました事業につきまして、諸事情いろいろあの工期のですね変更とか、また事業の見直し等に伴いまして、年度末時点で、年度中に終わらない見込みのものにつきまして、地方自治法の規定によりまして繰越明許費ということで、3月の議会においてですね、繰越明許費の補正をさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 2番中村さん。

○2番（中村正徳君） 繰越明許のことについてはわかるんですけども、国県の交付税決定が満たされないものについてはですね、当然、そういうことは発生してる原因の一つにはなろうかと思えますけども、先ほど報告していただきました中には、一般財源を投じてやる分が出てくるわけですよ。

そん中で30年度予算を組んで31年度まで繰越をしなきゃいけなかったっていうことは、一般財源の中での繰越明許でございますんで、諸事情があるということは総務課長おっしゃったとおりでございますけども、早目の対処を一般財源ですんで早めの対処をしていただくとですね、繰越明許に至らない分というのが、出てくるのかなというような気がいたしましたんで、予算組んでの一般財源であった場合は早目の発注、それから、それについての対処っていうのを心がけていただければ、繰越明許っていうものも随分と年度内での完成完了というのができるのではないかなと思います。

今後につきましても、対処の方をご検討願いたいと思います。終わります。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

3番林田俊策さん。

○3番（林田俊策君） 今、説明の方で、工期の変更、事業の見直しがあったということですけども、この工期の変更や見直しの原因が何なのかっていうことをお伺いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君） はい、空き家・空き店舗の工事の件で私の方からお答えをさせていただきたいと思いますが、今回繰越明許として出させていただいている物件につきましては、今年に入ってからの申請があって、3月までには工事を完了したいというような事業計画でございました。

この件につきましては、議員の皆様方に事前にご説明をさせていただいた上で、交付決定をさせていただきたいという経緯がございます。

しかしながら、着工後、施主でいますか、施工主様のご病気というものもございまして、その間工事が先になかなかこう進むことができずにやむを得ず工期を延長したという経緯がございますので、予算についても繰越をさせていただいて、執行させていただいたというようなことでございます。

○議長（高橋裕子さん） 久保環境整備課長。

○環境整備課長（久保日出信君） お答え申し上げます。

道路橋りょう費関係につきましては工事関係または災害復旧事業ということで、繰越を行っておりますけども、それぞれの補助事業関係の所定の手続を踏まえて3月末の工期ということで設定をして工事を進めておりましたけども、どうしても完了に至らなかったということで、今回、工期の繰越という形で今回事業の繰越をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（高橋裕子さん） 前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） 総務課の方におきまして会計年度任用職員制度例規整備等支援事業ということで、30年度上げておりました。



これは補正予算の方で9月昨年9月の補正でお願いしたところでございますが、事業新しい制度に変わるための事業の洗い出し等につきまして中身の精査等がちょっと時間がかかっておりまして3月まで終わる見込みがなく、立ちませんでしたので、繰越をお願いしたところでございます。

公共施設予約システム機能設定事業っていう事業につきましては、現在、手作業で、公共施設いろんな運動場とか体育館とか、を借りにこられる場合に、管財のほうで、窓口にこられて、貸出等を貸し出し等の事務をしておりますが、そちらの方をインターネット等でですね貸出ができて、町民の方もインターネット等で、申請等ができるようなシステムでございまして、こちらの方も中身の事業の見直しをする中で、予定よりも事業、進捗が遅れまして、繰越明許になったものでございます。

家屋解体事業につきましては、堂山にあります家屋解体事業ということで、こちらの方も、予定としました発注よりも調査等にちょっと時間がかかって発注が少し遅れたことによりまして、繰越明許になったところでございます。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

3番林田さん。

○3番（林田俊策君） この質問の意図をちょっとがですね、私は、いま済んだところは、いいとしまして、町長にお伺いしたいんですけども、この根本的な原因が工期の変更とか事業の見直しとかがですね、やっぱり遅れたっていうのは、予算は年度内に会計年度独立の原則がございまして、やっぱりそれは人力的な配置がちゃんとできてくるのかということですよ。

ですから、今度、今後機構改革はあると思いますけども、そういう人的な配置の原因等がなかったのかっていうことを町長にお伺いします。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 今議員がご質問された件なんですけども、その人的な配置云々よりもまず税を使ってやる事業ですので、それはやはり慎重にやらなければいけないということですね。そういう慎重にやっていく中で、やはり工期の延長をお願いしたいという要請が業者からあったり、そして内部的にもやはりいろんな検討を加えた結果、残さなければならぬような事案も出てきます。

ですから、これまでもですね、繰越明許繰越計算書については従来どおり出してきておりますし、今回もそれに従って出してきたわけです。

今回、質問がいろいろあっておりますけれども、早目の発注というのは常に心がけているんですけども、やはりそこは職員もいろんな資質があります。やはり、本人の何ていうんですかね、資質によってこう仕事は、本人がやっていくということですので、与えられた職責をしっかりと果たしているものと私は思っておりますので、人的配置に対する配慮については、私はきちんとしてくるんじゃないかなというふうに思っています。

ただ、去年ですね、議員の皆さん方からちょっとおしかりを受けました消防の詰所の問題がありましたけれども、あれについても、二つありましたのでそれ両方一緒にやっというふうなこと考えた上での、片方の遅れということで、結果的に令和元年になってしまったということあるんですけども、そういうことは、個別には、あることですのでそこはどうかご容赦いただきたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） これで質疑を終わります。

これで報告第7号、平成30年度多良木町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

これから上程します日程第6、議案第2号から日程第12、議案8号までの議案については、

本日は説明のみを行っていただき、6日目の6月10日に審議採決をお願いしたいと思います。

## 日程第6 「議案第2号」 熊本市町村総合事務組合同規約の一部変更について

○議長（高橋裕子さん） それでは、日程第6、議案第2号、熊本市町村総合事務組合同規約の一部変更についての説明を求めます。

前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） 議案第2号について説明を申し上げます。

熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和元年8月31日限りで熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本市町村総合事務組合同規約の一部を次のとおり変更するものでございます。

提案理由につきましては、一部事務組合の共同する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

この、熊本市町村総合事務組合でございますが、取扱う事務としまして、職員の退職手当、消防関係の補償、市町村自治会館の管理、非常勤職員の公務災害補償、交通災害共済金等の事務を行っている一部事務組合でございます。

今回の変更は、この組合の構成団体であります合志市が今申し上げました複数の事務のうちの一つであります、交通災害共済に関する事務について加入を取りやめる。つまり、脱退をするということでございます。

次のページに新旧対照表を付けております。変更前、右側の別表第2、組合の共同する事務の中で、第3条第10号に関する事務とありますが、これは住民の交通災害見舞金に関する事務ということでございます。この中におきまして、変更前では、下線部のとおり、合志市が入っておりましたが、変更後の左側におきまして合志市が削除されるということでございます。

以上で説明を終わります。

## 日程第7 「議案第3号」 財産の無償貸付について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第7、議案第3号財産の無償貸付についての説明を求めます。  
前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） 議案第3号についてご説明申し上げます。

財産の無償貸付について、町有財産を次のように無償で貸し付けることとするものでございます。

1、貸付財産 建物。所在地、多良木町大字槻木578番地。構造、木造瓦葺2階建。面積、148平方メートル。

2、貸付の相手方 氏名、櫻田サツコ。住所、多良木町大字槻木578番地。

3、貸付の目的 本物件は、現在、櫻田サツコ氏が管理されている土地に建築された旧下槻木小学校教職員住宅であり、財産処分制限期間経過後の平成21年7月1日から櫻田氏へ無償で貸し付けることにより、維持管理を図っているものでございます。

今回、令和元年6月30日で建物使用貸借契約期間が終了となるために、契約を更新し、施設の維持管理を図るものでございます。

4、貸付期間 令和元年7月1日から令和6年6月30日まで。

提案理由といたしまして、町有財産を無償で貸し付けるには、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

説明を終わります。よろしくお願ひします。

## 日程第8 「議案第4号」 立木処分について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第8、議案第4号立木処分についての説明を求めます。  
水田農林課長。

○農林課長（水田寛明君） 議案第4号についてご説明をいたします。  
立木処分についてでございます。

令和元年度において、下記のとおり多良木町公有林林地の立木を処分するというところでございます。

これにつきましては例年主伐の方を行ってございまして、今年度、2カ所の主伐を計画してございます。

まず、1号といたしまして、大字多良木字屋敷。40林班の11と41小班。林齢といたしまして56年生と55年生。面積が3.42ヘクタール。樹種がヒノキでございます。材積につきまして1151.8立方メートルとなっております。

2号カ所につきましては、大字黒肥地字笹の谷。林小班が9林班の126と127小班。林齢が64年生となっております。面積が3.07ヘクタール。樹種がスギ。材積が1,598.03立方メートル。合計が2,749.83立方メートルとなっております。

提案理由といたしましては、普通財産の立木を処分するには、地方自治法第96条第1項第8号並びに、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。以上で説明終わります。どうぞよろしくお願ひします。

## 日程第9 「議案第5号」 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第9、議案第5号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについての説明を求めます。  
黒木町民福祉課長。

○町民福祉課長（黒木庄一朗君） 議案第5号について説明をさせていただきます。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものでございます。

今回の条例の一部改正につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための会計法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正が平成30年6月27日に公布され、本年4月1日に施行されたことに伴い関係条例の改正を行うものでございます。

改正の主な内容は、災害の援護資金の貸付利率、改正前の3%について、市町村が条例で設定できるように見直されたものでございます。よって、市町村の政策判断に基づき、低い利率での貸付けを可能とし、被災者のニーズに応じた貸付けが実施できるようになるものです。改正部分につきましては、新旧対照表でご説明いたします。

次のページの新旧対照表をご覧ください。まず、第14条の見出しの利率を保証人及び利率に改正しています。第1項に保証人を立てることができることを明記し、第2項で、利率につきまして、保証人を立てる場合は無利子とし、立てない場合は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は利率年3%を年1.5%に改正しています。第3項では、保証人の債務負担について明文化しています。

なお、条例で定める率についての考え方は、東日本大震災時の特例による災害援護資金の貸付利率保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は、年 1.5%を参考としています。さらに、近隣町村との差異が生じないように、郡内すべての町村で、貸付利率等は、本町と同様の改正を行う予定であります。

次に、第 15 条第 1 項につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第 7 条第 3 項において、償還方法が改正前の年賦償還と半年賦償還に月賦償還が追加されたことによりまして、本町の条文にも追加をしています。

また、第 3 項におきましては、同施行令第 8 条、保証人の規定が削除されたことによりまして、本町の条文の保証人の記載につきましても削除し、さらに、第 12 条とありましたものが条ずれが起きていますので、第 11 条に改正するものです。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

#### 日程第 10 「議案第 6 号」 多良木町営住宅条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 10、議案第 6 号、多良木町営住宅条例の一部を改正する条例を定めることについての説明を求めます。

久保環境整備課長。

○環境整備課長（久保日出信君） 議案第 6 号についてご説明申し上げます。

多良木町営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

現在、町営住宅口の坪団地におきまして木造住宅 1 棟を建築中でございます。この住宅につきまして令和元年 8 月 1 日から住宅管理の開始を予定をしているところから、住宅の管理改修を行うには、町営住宅の設置を定めた第 3 条別表に新たに追加することが必要となるために、今回条例の一部を改正をお願いするものでございます。

説明につきましては、次の新旧対照表にて説明申し上げます。第 3 条関係の別表でございます。別表の団地名、口の坪の欄に次のページに載せております住宅を追加するものでございます。

建設年度令和元年、構造、木造瓦葺平屋建、形式 2DK、面積 47.2 平方メートル、戸数 3 を追加いたします。

附則として、この条例につきましては、令和元年 8 月 1 日から施行をするものでございます。以上、よろしく願い申し上げます。

○議長（高橋裕子さん） ここで暫時休憩します。

（午前 10 時 55 分休憩）

（午前 11 時 5 分開議）

#### 日程第 11 「議案第 7 号」 令和元年度多良木町一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 11、議案第 7 号、令和元年度多良木町一般会計補正予算（第 1 号）について説明を求めます。

前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） 議案第 7 号について説明申し上げます。

令和元年度多良木町の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,730 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 68 億 7,930 万 9,000 円とするものでございます。

第 2 条におきまして、地方債の補正をいたしております。

6 ページをお願いいたします。上の段の地方債の廃止のほうにおきまして、公共事業等債を補正前の限度額 2,000 万円から補正後の限度額 0 円ということで 2,000 万円の減額としております。下の段の変更におきまして、過疎対策事業債を補正前の限度額 2 億 400 万円から補正後の限度額 2 億 2,400 万円ということで 2,000 万円の増額としております。上と下相殺しますと、補正額自体は 0 円でございます。

これは当初、ほ場整備事業費と農地費に公共事業等債を充当する計画でございましたが、今回、交付税措置におきまして有利な過疎対策事業債での申請が可能となったということで、起債の目的を公共事業等債から、過疎対策事業債に振り替える補正をしたものでございます。なお、過疎対策事業債につきましては充当率が 100%、普通交付税への後年度の元利償還金の算入率が 70%でございます。あとは事項別明細書で説明を申し上げます。

9 ページをお願いいたします。主なものを説明いたします。款の 13、国庫支出金、項の 2、国庫補助金、目の 1、総務費国庫補助金、節の 1、総務費補助金でございますが 142 万 6,000 円の増額です。これはプレミアムつき商品券事務費補助でございます。補助率が 100%ですので、歳出の補正額も同額となっております。目の 2、民生費国庫補助金、節の 2、児童福祉費補助金、説明欄の子ども子育て支援事業費補助金 206 万 4,000 円の増額でございます。内訳としまして、幼児教育無償化実施円滑化事業分が 25 万円、幼児教育無償化システム改修等事業分が 181 万 4,000 円となっております。款の 14、県支出金、項の 2、県補助金、目の 1、総務費県補助金、節の 5、地域づくり推進事業費県補助金で 763 万 7,000 円の増額でございますが、これは地域づくり夢チャレンジ推進事業費県補助金でございます。歳出の方で商工費の中の、歴史回廊たらぎ交流促進事業に充当するものでございますが、補助率が、補助対象経費のハード事業分が 2 分の 1 以内、ソフト事業分が 4 分の 3 以内となっているものでございます。款の 15、財産収入、項の 2、財産売払収入、目の 1、不動産売払収入、町有林立木売払収入を 1,595 万 1,000 円計上しております。これは平成 30 年度完了予定でありました、西郷地町有林主伐事業の進捗が、予定よりも遅れ、事業完了が平成 31 年 4 月にずれ込んだために、本年度歳入を増額補正するものでございます。

10 ページをお願いします。款の 18、繰越金を 3,842 万 4,000 円計上しております。今回、補正の調整財源として計上しているものでございます。なお、先日 5 月 31 日をもちまして、平成 30 年度分の出納整理期間が終了しております。その結果、平成 30 年度から平成 31 年度への純繰越金の額が 3 億 2,579 万 5,730 円に確定しております。今回の補正で繰越金の予算額の合計が 2 億 8,842 万 4,000 円となりますので、繰越金の今後の補正可能額は 3,737 万 1,730 円となったところでございます。款の 19、諸収入、目の 5 の雑入でございますが、CO2 ポテンシャル診断推進事業費補助金を 308 万円計上しております。これは温室効果ガス削減目標達成に向けて、エネルギー使用量実態の定量的な把握に基づき、費用対効果的な対策を特定診断する事業でございます。1 事業所あたり上限 300 万円の 3 施設までということで、役場庁舎、えびすの湯、給食センターの 3 施設分を消費税等を含め、計上しております。補助率は 100%でございます。コミュニティ助成事業助成金ということで 140 万円を計上しております。これは野添公民館分でございます。それから、多良木町観光協会過年度分返納金として、平成 30 年度分を 166 万 3,000 円計上しております。広域行政組合派遣職員給与等負担金 344 万 9,000 円につきましては、平成 30 年度日本遺産人吉球磨観光づくり協議会への職員派遣給与等負担金でございます。

11 ページをお願いいたします。歳出でございます。歳出につきましては全体的に 4 月 1 日

付けの人事異動に伴いまして、給料、職員手当等、共済費等、共済費などの人件費について補正をいたしております。主なものを説明いたします。款の 2、総務費、項の 1、総務管理費、目の 5、財産管理費、節の 13、委託料としてCO2削減ポテンシャル診断業務委託料 308 万円を計上しております。これは歳入の方でも出てまいりましたが、先ほどと同じ説明で、温室効果ガス削減目標に向けて、エネルギー使用実態の定量的な把握に基づき、費用対効果的な対策を特定診断する事業でございます。役場庁舎、えびすの湯、給食センターの 3 カ所の診断を予定しております。補助率は 100%でございます。その下の節の 15、工事請負費、家屋解体工事 214 万 3,000 円でございますが、これは下迫田にあります元多良木高校教職員住宅の解体工事でございます。その下の目 7、施設管理費、節の 11、需用費の修繕料 32 万 4,000 円でございますが、多目的研修センター1階廊下部分の修繕でございます。前回の町議選のときに、期日前投票にこられた、高齢者の方が転倒しそうになったために、安全対策として木製手すりを設置するものでございます。バリアフリー対策として設置するものでございます。その下の節の 13、委託料で多目的研修センター防水工事調査設計業務委託料 143 万円でございますが、これは研修センターの雨漏り等で会議などに支障を来しており、今後、修繕料等を要するものと見込まれますが、まずは修繕、または改修工事等の前に調査設計業務委託料として計上するものでございます。

12 ページをお願いいたします。目の 9、企画費、節の 1、報酬で地域おこし協力隊分の報酬を 180 万円減額いたしております。これは地方創生人材支援制度を活用し、熊本県立大学の名誉教授を招へいする予算について、当初、地域おこし協力隊の報酬として計上しておりましたが、その後、内閣府の指導によりまして、地域おこし協力隊としての計上はできないということで、地域おこし協力隊事業費から地方創生推進交付金事業へ移行することによる減額でございます。以下、社会保険料からの減額についても同様の理由によるものでございます。その下の目の 10、まちづくり推進事業費、節 19、負担金補助及び交付金でコミュニティ助成事業補助 140 万円を計上しておりますが、これは野添公民館分でテント、カラオケ機器、エアコン、テーブルなどの導入が計画されているものでございます。その下の目の 13、諸費の負担金として槻木共同受信施設組合負担金を 34 万 2,000 円計上しております。これは槻木テレビ共同受信施設改修負担金で、湯原から鶴の才部分の老朽化したテレビ柱、柱ですね、の立てかえ及び波線ケーブル柱等の補修に係る負担金でございます。その下の目の 16、地方創生推進交付金事業、節の 1、報酬でございますが、これはもともと、熊本大学の先生を招へいする予算として地域資源ブランディングアドバイザー報酬として 108 万円を計上しておりましたが、これを減額し、先ほど企画費の方で計上できないこととなった、熊本県立大学名誉教授の報酬 180 万円と統一をし、地方創生顧問報酬として、この 2 名分を 288 万円計上するものでございます。

13 ページをお願いします。目の 18、プレミアムつき商品券事業費で 142 万 6,000 円の補正でございます。このうち、節の 11、需用費におきまして、プレミアムつき商品券の印刷代として 125 万 4,000 円を計上しております。

14 ページをお願いします。款の 2、総務費、項の 4、選挙費、目の 6、町議会議員選挙費で節の 3、職員手当等の部分で、超過勤務手当を 54 万円、これは実績により計上しております。この実績等を踏まえまして、今後予定されております上の段の目の 3、参議院議員選挙費において超過勤務手当 29 万 1,000 円。同様にその下の目の 4、熊本県知事選挙において、57 万 3,000 円を増額補正しております。

15 ページをお願いします。款の 3、民生費、項の 2、児童福祉費、目の 1、児童福祉総務費、次のページにいきまして、節の 19、結婚チャレンジ補助 40 万円の補正でございますが、これは地域の団体や企業が結婚イベントや婚活セミナーを開催する費用の一部を助成する県の事業でございます。1 回ごとのイベントごとに上限 10 万円、3 回分で 30 万円ですが、これに上

記の町の単独分多良木出会いサポート事業委託料 10 万円を減額し、結婚チャレンジ補助に統合することにより、合計で 40 万円の補正とするものでございます。その下の目の 2、児童措置費、節の 13、委託料でございますが、幼児教育無償化システム改修委託料として 181 万 5,000 円を計上しております。補助率 10 分の 10 でございます。

17 ページをお願いします。款の 4、衛生費、項の 1、保健衛生費、目の 2、予防費の中で、節 20 の扶助費におきまして、おたふく風邪予防接種扶助ということで 77 万 7,000 円の増額補正でございますが、これは当初見込みよりも申請件数のペースが早く増額補正をお願いするものでございます。

18 ページをお願いします。款の 6、農林水産業費、項の 1、農業費、目の 1、農業委員会費、節の 11、需用費で印刷製本費 43 万 1,000 円の増額ですが、これは当初、農業委員会だよりを年間 2 回発行する予定としておりましたが、農業委員会、農業委員等の強い要望によりまして、年 4 回発行することとなったための増額補正でございます。目の 3、農業振興費、節の 19 で補助金として攻めの園芸生産対策事業補助 44 万 5,000 円を計上しております。これは事業主体が球磨地域売り組合、代表市町村が錦町ということで、総事業費が 2,435 万 4,000 円、県の補助金が 30%の 730 万 6,000 円。参加農家数が 4 戸、対象となる作物はキュウリとズッキーニとなっております。多良木町の方では、参加者が 1 戸でございます。多良木町参加分の事業費が 445 万 5,000 円でございます。県補助金、補助率県の補助率が 30%ですが、本町の場合 40%までかさ上げ補助をするということになっておりますので 44 万 5,000 円を計上しているものでございます。その下の目の 6、堆肥センター管理費で補正額が 323 万 8,000 円でございます。節の 11 の需用費で修繕料を 82 万 3,000 円計上いたしております。これはホイールローダーが 2 台あるうちの 1 台の修理代でございます。油圧部故障修繕一式でございます。また、節の 14、使用料及び賃借料でホイールローダーリース料 241 万 5,000 円を計上しております。先ほど申し上げました 2 台のうち、もう 1 台は完全に故障で停止しておりまして、現在、単県の補助事業での導入に向けて、手を挙げておりますが、仮に採択されたとしましても、製造納品まで 6 カ月ほど時間がかかり、つなぎの期間のリース料、さらにや、もし採択されなかった場合には、年度末までのリース料等が必要であるために今回計上しているものでございます。

19 ページをお願いします。目の 10、農地費、節の 13、委託料 303 万 6,000 円を計上しております。これは県が国へ要望しておりました鮎の瀬地区土地改良事業の実施計画策定事業への予算が配分されたということで、本町におきまして、鮎の瀬地区促進計画営農計画を策定するための業務委託料でございます。款の 6、農林水産業費、項の 2、林業費、目の 3、造林費、節の 12、役務費で手数料 209 万 5,000 円を増額補正しております。これは主に平成 30 年度完了予定でありました西郷地町有林主伐事業の進捗が予定よりも遅れ、事業完了が平成 31 年 4 月にずれ込んだための増額でございます。その下の節の 13、委託料で伐木造材搬出事業委託料 863 万 3,000 円の増額につきましても、主に同様の理由によるものでございます。

20 ページをお願いします。款の 7、商工費、項の 1、商工費、目の 2、商工業振興費でございますが、補助金として多良木町中小企業振興補助 1,350 万円を計上しております。これは、ナビックの設備の新しい設備の導入に伴いまして、多良木町中小企業振興補助金交付に関する条例の規定に基づきまして補助をするものでございます。目の 4、観光費、節の 13、交流促進調査業務委託料で 160 万円の減額補正でございますが、これは教育委員会と合同で夢チャレンジ事業を申請し、歴史回廊たらぎ交流促進事業に組み込んで計上したための減額でございます。目の 6、歴史回廊たらぎ交流促進事業費で補正額が 1,770 万 1,000 円でございます。節の 13 の委託料として 865 万円を計上しております。交流促進事業委託料として、観光ルート調査など、観光パンフレット作成などで 410 万円。観光拠点施設設計業務委託料として、久米地区の整備に伴う設計料を 50 万円。歴史文化遺産調査委託料で琉球大学による文書調査

及び展示委託料を 40 万円。企画展示委託料として京都文化協会典型企画展企画展示委託料 540 万円。歴史遺産交流事業委託料として、フットパス事業、球磨拳世界大会、日本遺産絵画コンクールに係る分を 70 万円。山城関連調査業務委託料として山城調査及びトレッキング事業委託料分を 155 万円計上しております。その下の節の 15、工事請負費でございますが、観光拠点施設工事 750 万円を計上しております。久米地区観光拠点施設整備としまして、平成 31 年度夢チャレンジ事業により実施するものでございます。久米の堂山地区に観光拠点施設としてトイレ、観光掲示板を備えた休憩場を整備するものでございます。節の 18、備品購入費で冷蔵庫 36 万円を計上しております。これは黒肥地と久米公民館及び旧白浜旅館の方への配置を予定しているものです。

21 ページをお願いします。中段の款の 8、土木費、項の 5、下水道費、目の 1、下水道整備費、節の 28、繰出金で 348 万 3,000 円の増額でございます。これは多良木町下水道事業特別会計繰出金ということで、流域下水道汚染処理負担金の増加に伴いまして繰出金の増額補正をするものでございます。款の 9、消防費、項の 1、消防費、目の 2、非常備消防費、節の 18、備品購入費でございますが、防災無線戸別受信機の購入で 99 万 4,000 円を計上しております。戸別受信機につきましては、デジタル防災無線整備工事により令和 2 年度から各家庭に新しいものを配備する予定ですが、既に現在の在庫の戸別受信機の方が 10 台を切っておりまして、今後の梅雨、台風時期等に備えるために 100 台を購入するものでございます。

22 ページをお願いします。款の 10、教育費、項の 3、中学校費、目の 3、中学校校舎改築事業費でございますが、補正額が 216 万 3,000 円を計上しております。節 1、報酬として中学校建設計画検討委員会委員報酬を 31 万円、節の 9 の旅費で中学校建設計画検討委員会費用弁償を 14 万 7,000 円、普通旅費を 6,000 円計上いたしております。また節の 13、委託料で中学校校舎改築事業に係る基本構想策定委託料 170 万円計上いたしております。

23 ページをお願いします。款の 10、教育費、項の 4、社会教育費、目の 1、社会教育総務費、節の 19、歴史文化遺産保存整備等補助として 14 万 2,000 円を計上しております。これは、蓮花寺阿弥陀堂修理補助でございます。目の 2、公民館費、節の 19、補助金でございますが、多良木 4 区の 2 公民分館工事費の増額に伴う補助金の増として 6 万 2,000 円を計上しております。目の 6、交流促進事業費で 400 万 1,000 円を減額補正しております。これは予算を歴史回廊たらぎ交流促進事業へ組み替えたことに伴う減額補正でございます。

また、25 ページから 27 ページまでには、給与費明細書、また、28 ページにおきましては、地方債の現在高の見込みに関する調書を添付しております。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

## 日程第 12 「議案第 8 号」 令和元年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 12、議案第 8 号、令和元年度多良木町下水道事業特別会計補正予算第 1 号について説明を求めます。

久保環境整備課長。

○環境整備課長（久保日出信君） 議案第 8 号についてご説明申し上げます。

令和元年度多良木町の下水道事業特別会計補正予算第 1 号は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 348 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれをそれぞれ 2 億 8,755 万 7,000 円とするものでございます。

今回の補正につきましては、4 月の人事異動に伴います、給与費等の調整及び流域下水道維



持管理負担金の確定によるものでございます。

5 ページの事項別明細書をお開きください。歳入でございます。款 5、繰入金、項 1、他会計繰入金、目 1、繰入金でございます。348 万 3,000 円の増額でございます。先ほど、一般会計の方でありましたように、財源調整のために、一般会計から下水道特別会計の方に 348 万 3,000 円の繰入を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。款 2、下水道維持管理費、項 1、一般管理費、目 1、一般管理費でございます。今回、100 万円の減額でございます。人事異動に伴います、職員給与費等の減額でございます。次に、款 2、下水道維持管理費、項 2、維持費、目 1、公共下水道維持管理費です。補正額 448 万 3,000 円でございます。節の負担金補助及び交付金ということで 448 万 3,000 円の負担金の増額をお願いするものでございます。これは、平成 30 年度の錦町の処理場への流入水量が確定したことによりまして実績・・・に伴います精算負担金が発生し、増額をお願いをするものでございます。

次が給与費等の明細書でございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（高橋裕子さん） 以上で日程第 6、議案第 2 号から日程第 12、議案第 8 号まで説明が終わりました。

以上の議案については、6 月 10 日に審議採決を行います。

これで本日の日程を全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。お疲れ様でした。

(午前 11 時 33 分散会)